

真鶴町教育委員会後援名義等使用承認事務取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、真鶴町教育委員会（以下「教育委員会」という。）を名義とした後援、協賛、共催又は推薦（以下「後援名義等」という。）にかかる取扱いについて必要な事項を定めることにより、事務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 後援 教育委員会が当該事業の趣旨に賛同するものをいう。ただし、教育委員会における経費等の負担が無いものに限る。
- (2) 協賛 教育委員会が当該事業の趣旨に賛同し、事業を主催する団体等に対し、補助金等の交付又は人的援助若しくは物的援助をすることをいう。
- (3) 共催 経費等の負担の有無を問わず、教育委員会が当該事業に参画し、事業を主催する団体等との共同の責任をもって事業をするものをいう。この場合において、教育委員会は、当該事業の実施について決裁を要するものとする。
- (4) 推薦 映画、演劇、出版物等の作品及びその内容について、教育委員会が推奨することをいう。

(対象となる主催者)

第3条 後援名義等使用承認の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国または地方公共団体
- (2) 公益法人又は特別に法律に基づき設立された法人
- (3) 学校教育及び社会教育の普及若しくは振興に資すると認められる教育関係団体
- (4) その他教育長が認めた団体

2 前項の規定にかかわらず、真鶴町暴力団排除条例(平成23年条例第8号)第2条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有する者は、承認の対象としない。

(申請)

第4条 後援名義等の使用承認を受けようとする者は、後援名義等使用承認申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる必要書類を添えて、事業等を実施する2週間前までに、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業等の目的及びその計画を明らかにする書類
- (2) 参加費等を徴する場合は、収支予算書
- (3) 初めて申請する場合は、主催団体規約及び会員名簿等

(審査)

第5条 教育長は、申請書を受理したときは、次に掲げる審査基準により審査するものとする。

- (1) 団体等に関する審査基準
 - ア 団体の組織が明確で、かつその運営が適切であること。
 - イ 特定の宗教活動や政党に関係するものでないこと。

(2) 事業に関する審査基準

- ア 事業の内容が、前号に定める団体の目的に適合し、地域の振興を図るものであること。
- イ 国、県及び教育委員会の政策方針に反しないこと。
- ウ 事業対象が園児、児童及び生徒となるもの、又は町民の参加の機会が与えられていること。
- エ 収益を目的とするものでないこと。
- オ 参加費等は原則として徴収しないものであること。ただし、事業内容により止むを得ず徴収をする場合は、実費等適切なものであること。
- カ 特定の宗教や政党を支持するものでないこと。
- キ 社会秩序や公序良俗に反するものでないこと。
- ク 賛否の分かれる議論があり、町民や国民の評価の定まっていない問題を取り扱っていないこと。
- ケ 本町外で開催の場合は、当該開催市町等においても後援(申請)がなされており、本町園児、児童、生徒及び町民の参加が可能であること。

(承認等の決定)

第6条 教育長は、後援名義等の使用承認について、その可否を決定したときは、後援名義等使用(承認・不承認)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(承認の条件)

第7条 教育長は、後援名義等の使用承認に当たって、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 後援名義等の使用は、申請された事業等のみとし、期間は承認した日から当該事業等が終了する時までとすること。
 - (2) 事業等の開催に当たっては、公衆衛生、安全対策、交通対策、廃棄物対策等について十分な措置を講じ、必要に応じて官公署への届出等の手続をとること。
 - (3) 事業計画に変更があった場合は、直ちに教育長に報告すること。
 - (4) 事業等が終了した場合は、速やかにその結果について教育長に後援名義等使用終了報告書(第3号様式)を提出すること。
- 2 教育長は、必要に応じて、前項各号に掲げる条件に加え、必要な指示又は条件を付することができる。
- 3 教育長は、前2項に規定する条件を履行しなかったものに対しては、新たな承認をしないものとする。

(承認の取消し)

第8条 教育委員会は、後援名義等使用承認後において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援名義等使用承認を取り消し、後援名義等使用承認取消通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

- (1) 第3条又は第4条各号の条件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 申請者の団体等が解散したとき又は事業が中止したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申請により承認を受けたことが判明したとき。
- (4) その他教育長が後援名義等使用承認を取り消す必要があると認めるとき。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

真鶴町教育長

様

(〒 -)

住 所

団 体 名

代 表 者 名

(連絡先等電話番号 - -)

後援名義等使用承認申請書

次の事業について、真鶴町教育委員会の名義使用について承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

申請区分	後援名義・協賛名義・共催名義・推薦名義 (該当に○をつける)
事業等の名称	
実施期間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
実施場所	
事業等の内容 (内容、対象者、 参加予定者 数、実績等)	

※ 次の書類を添付

- (1) 事業等の目的及びその計画を明らかにする書類
- (2) 参加費等を徴する場合は、収支予算書
- (3) 初めて申請する場合は、主催団体規約及び会員名簿等

第2号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

真 教 第 号
年 月 日

様

真鶴町教育長



後援名義等使用（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった後援名義等の使用については、次のとおり（承認・不承認）します。

・承認します

事業等の名称	
承認の期間	承認の日から 年 月 日（ ）午前・午後 時 分まで
承認の条件	<ol style="list-style-type: none">1. 後援名義等の使用は、申請した事業等のみとし、期間は承認された日から当該事業等が終了する時までとすること。2. 事業等の実施に当たっては、公衆衛生、安全対策、交通対策、廃棄物対策等について十分な措置を講じ、必要に応じて官公署への届出等の手続をとること。3. 事業計画に変更があった場合は、直ちに教育長に報告を行い、承諾を得ること。虚偽の申請内容により承認を受けたことが判明した場合、又は承認取消しが必要と認められた場合は、承認を取り消すことがあります。4. 事業等が終了した場合は、速やかにその結果について後援名義等使用終了報告書（第3号様式）により教育長に提出すること。

・不承認とします

不承認の理由	
--------	--

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、真鶴町教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、真鶴町教育委員会を被告として（訴訟において真鶴町教育委員会を代表する者は、真鶴町教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式 (第7条関係)

第3号様式 (第7条関係)

年 月 日

真鶴町教育長 様

(〒 -)

住 所

団 体 名

代 表 者 名

(連絡先等電話番号 - -)

後援名義等使用終了報告書

次のとおり、事業等が終了しましたので報告します。

後援名義等 使用承認番号	年 月 日付 真教第 号
事業等の名称	
実 施 期 間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
事業等の実績 (具体的に成果などを記入してください)	

(備考) 1 事業等に関する写真、印刷物、新聞記事など、当該事業等の実施内容を把握できる資料もございましたら添付してください。

2 申請時に収支予算書を提出している場合は、決算書も併せて添付してください。

第4号様式（第8条関係）

第4号様式（第8条関係）

真教第 号
年 月 日

様

真鶴町教育長 印

後援名義等使用承認取消通知書

年 月 日付で交付決定しました後援名義等使用承認について次のとおり認定を取り消しましたので通知します。

事業名
取消理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、真鶴町教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、真鶴町教育委員会を被告として（訴訟において真鶴町教育委員会を代表する者は、真鶴町教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

